

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度ふじのくにNPO活動支援センター運営業務

(2) 業務内容

ふじのくにNPO活動支援センターの運営を通じ、NPOに関する相談対応、NPOに関わる人材の育成、市町の市民活動センター未設置地域におけるNPO活動の支援、NPO活動に関する情報の収集・発信等を行う。

(3) 業務期間

ア 基本業務

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

イ 重点業務

令和5年6月頃から令和6年3月31日まで

ただし、静岡県が国に申請するデジタル田園都市国家構想交付金の決定内容によっては委託しない場合がある。

2 契約限度額

(1) 基本業務

15,275,000円（消費税込み）とする。ただし、受託候補者選定後のヒアリングにより増減する場合がある。

(2) 重点業務

6,558,000円（消費税込み）とする。ただし、静岡県が国に申請するデジタル田園都市国家構想交付金の決定内容によっては、減額する場合や委託しない場合がある。

3 公募参加に関する事項

(1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。ただし、コンソーシアムでの応募の場合、コンソーシアムの代表法人以外の法人は、ア、イ及びウに限り、条件を満たさなくてもよい。

ア NPOの活動を支援する業務（以下「中間支援業務」という。）の実績があること。

イ 静岡県内に事務所を有すること。

ウ 非営利法人であること。

エ 法人（目的を同じくする設立前団体を含む。）の活動実績が、概ね1年以上あること。

オ 今回の委託事業の実施が、法人の定款において可能であること。

カ 原則として、常勤職員の雇用実績があること。

キ 労務・経理事務に精通する専従職員を確保している、又は確保する予定があること。

ク 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ケ 参加意思表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県指名（入札参加）停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

コ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない者でないこと。

サ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

シ 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等、関係法令に違反等している者でないこと。

ス 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(2) コンソーシアムでの応募

次に掲げる事項に留意すること。

ア コンソーシアムの代表となる法人を定めること。代表となる法人以外の者は、当該コンソーシアムの構成員として扱う。

イ 単独で応募した法人は、同時にコンソーシアムの一員として応募することはできない。また、同時に複数のコンソーシアムの一員として応募することもできない。

ウ 応募後の代表法人の変更及び構成員の変更（追加及び削減を含む。）は、原則として認めない。ただし、特別な事情により、県がやむを得ないと認め、委託事業の実施が可能であると判断した場合は企画提案書の提出期限内であれば、変更することができる。

4 選定基準

提出された企画提案書に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県暮らし・環境部県民生活局県民生活課
電話番号 054-221-3642 FAX 054-221-2642
メールアドレス shohi@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 配布期間

令和5年2月17日（金）の午前9時から令和5年3月2日（木）の午後5時まで

イ 配布場所

ふじのくにNPOホームページの「県からのお知らせ」にて無償配布する。

https://www.npo-fujinokuni.jp/info_ken/

電子メールによる配布を希望する者は、上記(1)の担当課あてに、件名を「ふじのくにNPO活動支援センター運営業務企画提案募集要項送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレスあてに募集要項の電子データを送信する。

(3) 提出書類等

ア 提出書類

企画提案募集要項による。

イ 提出期限

参加意思表明書：令和5年3月3日（金）午後4時まで 電子メール、郵送又は持参（必着）

企画提案書等：令和5年3月8日（水）午後4時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所

上記(1)の担当課

(4) プレゼンテーション

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、上記5(1)の担当課と同じとする。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 契約の締結は、本業務に係る令和5年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。また、重点業務については、静岡県が国に申請するデジタル田園都市国家構想交付金の決定内容によっては、業務内容を変更する場合や委託しない場合がある。
- (5) 基本業務については、契約締結日を令和5年4月1日とする。重点業務については、令和5年6月頃に契約を締結する見込みだが、静岡県が国に申請するデジタル田園都市国家構想交付金の決定内容によって、業務内容を変更する場合や、委託しない場合がある。なお、業務内容を変更する場合は、受託者と改めて契約内容の協議、調整を行い、双方合意に至った場合に、契約を締結する。
- (6) 本契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、

全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(7) 詳細は企画提案募集要項による。